

千葉県生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業実施要綱
(令和7年度募集用)

第1 事業の目的

この事業は、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯（以下「生活困窮世帯」という。）の小学生及び中学生や高校生世代等（以下「児童等」という。）に対し、学習支援や進学への助言や生活習慣の形成支援等を行い、学習習慣の確立や生活習慣・育成環境の改善を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき実施する。

第2 実施主体

- 1 千葉県（以下「県」という。）
- 2 県は第1に定める目的を達成可能な民間事業者に事業を委託することができる。

第3 事業内容

1 対象者

(1) 居住地

県福祉事務所が所管する町村

(2) 支援対象者

ア 県福祉事務所が実施責任を負う生活保護受給者世帯の児童等

イ 自立相談支援機関が本事業による支援が適当と認めた児童等

ウ 就学援助費が支給されている世帯の児童等

エ 以下の施設等に入所している児童等

(ア) 児童養護施設、母子生活支援施設に入所中の児童等

(イ) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）で養育を受けている児童等

(ウ) 里親に委託されている児童等

(エ) その他県が認める施設等に入所中の児童等

オ その他県が支援を必要と認める児童等

2 支援内容

- (1) 学習支援教室（以下「教室」という。）の運営に関すること。

ア 設置場所

(ア) 原則として、1 町村に 1 か所以上の設置とする。

(イ) 設置場所については、開催地町村と協議の上、決定する。開催地町村内の公共施設等に設置する場合は、開催日時、使用方法や使用料等について、開催地町村と調整すること。ただし、独自に設置場所を確保することも可能とする。

イ 開催期間及び開催頻度

下記（ア）及び（イ）を基本とし、開催地町村と協議して決定する。

(ア) 令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの間に実施する。

(イ) 原則として、1 か所あたり 30 回以上実施する。

ウ 開設時間

1 回あたり 2 時間から 3 時間程度を基本と、開催地町村と協議して決定する。

(2) 生活困窮者自立支援法第 3 条に定めのある自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）及び地域における関係機関と連携した児童、生徒及びその保護者への支援に関すること。

ア 相談業務

(ア) 児童等に対して進学進路や学習に関する相談を受け付けること。

(イ) 課題の解決にあたっては、必要に応じて自立相談支援機関や、学校等の地域における関係機関と連携を図りながら臨むこと。

(3) 生活支援に関すること

ア 支援業務

(ア) 各学習支援教室において実施すること。

(イ) 各教室の開催と併せて毎回実施する方法のほか、各教室の開催とは別途実施すること（児童等の自宅への訪問による対応等を含む）も可能とする。

第 4 人員配置

教室の開催にあたっては、以下の者を配置する。なお、学習支援員、学習サポーター、生活支援員（以下「学習支援員等」という。）のうち 2 職種の兼務を可とする。

1 学習支援員

本事業の周知、募集、受付、決定、通知等に関すること

教室開催における管理運営、関係機関との連絡調整及び児童等からの進学や学習の

相談を受け付ける

2 学習サポーター

教室において、児童等の学習のサポートを行う

3 生活支援員

教室等において、生活習慣の形成や改善に向けた支援、児童等の保護者からの子育てに関する相談等を行う

第5 関係機関との連携について

事業の実施に当たっては、第3の1（2）に定める対象者の支援を行うために、関係する行政機関及び、民間団体等と連携を図らなければならない。

第6 計画の策定

事業の実施にあたっては、あらかじめ業務計画を定め、計画的に業務を行う。

第7 守秘義務等

- 1 学習支援員等は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 2 学習支援員等は、公平かつ適切にその業務を遂行しなければならない。

附則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。